

子ども手当 どうなるの？

平成22年度と同じ内容で
6カ月間延長になりました

平成23年度の子ども手当につ
いては、平成22年度における子
ども手当を暫定的に6カ月間延
長することになりました。

したがって、9月分まで0
歳から中学校修了まで（15歳
到達後の最初の3月31日ま
で）のお子さん一人につき月額
13000円が支給されます。

6月の現況届の提出は 必要ありません

10月以降の子ども手当制度に
ついては、今後検討が行われる
ことが見込まれるため、暫定的
な延長期間である平成23年6月
に限り、毎年受給者の方から提
出いただいている現況届につい
ては省略されることになりまし
た。

子ども手当の請求 手続きをお忘れなく！

出生や転入により新たに受給
資格が生じたときや、すでに子
ども手当を受給している方で支

給対象となる子が増えた方は、
15日以内に伊奈庁舎児童福祉課
にて子ども手当の請求手続きを
済ませてください。

※公務員の方については、勤務
先で手続きしてください。

●子ども手当の支給開始は…

- ・ 出生日または転入日から15日
以内に手続きいただいた場合
： 出生月の翌月分から
※届出日から15日以内ではあり
ません。ご注意ください。

・ 右記以外の場合：認定請求書
を提出していただいた日の属
する月の翌月分から

●支給月額

- ・ 子ども1人につき

13000円

●子ども手当認定請求に必要な もの

- ・ 印鑑
- ・ 請求者名義の金融機関口座の
わかるもの（子ども手当を振
り込みます。ゆうちょ銀行は
ご利用いただけません）
- ・ 請求者が厚生年金などの加入
者の場合：健康保険被保険者
証の写し

こんなときは	提出書類
出生などにより、新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
出生などにより、子どもが増えたとき	額改定認定請求書 ※生後翌月分から増額するためには、必ず出生から15日以内に手続きしてください。
他の市区町村へ住所が変わったとき	○前の市区町村へ 受給事由消滅届 ○新しい市区町村へ 認定請求書
年齢条件などにより、支給対象となる子どもが減ったときや、いなくなったとき	額改定届 (受給事由消滅届)
受給者が公務員になったとき	○市区町村へ 受給事由消滅届 ○勤務先へ 認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったときや、養育している子どもの住所が変わったとき	住所変更届
受給者や、養育している子どもの名前が変わったとき	氏名変更届
子ども手当振込先の口座を変更するとき (お子さんや配偶者の口座への変更はできません)	口座変更届 ※変更を希望される方は、支払予定日の1カ月前までには、手続きください。

父子・母子家庭等福祉金

※健康保険被保険者証のコピーなどの添付書類は、後日提出していただいても結構です。請求が遅れないよう、まずは児童福祉課の窓口で認定請求手続きをして下さい。

子ども手当を受給している方は、右表のような手続きが必要ですが、この手続きを行わないと、手当を受けられなくなることがあります。お忘れのないようご注意ください。

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額15000円の父子および母子家庭等福祉金を支給します。この手当は申請しなければ支給されませんので、ご注意ください。

【対象となる児童】

次の1〜5に当てはまる義務教育終了前の児童

1 両親またはその一方が死亡した児童

- 2 父母が婚姻を解消した児童
- 3 両親またはその一方が重度障がいのある児童
- 4 両親またはその一方の生死が明らかでない児童
- 5 そのほか前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができないう児童で市長が認める者

【受給手続き】

「つくばみらい市父子および母子家庭等福祉金申請書」を提出してください。

受給者名義の金融機関口座が必要となります。(ゆうちょ銀行口座はご利用いただけません)

58 伊奈庁舎児童福祉課
2111 (内線1164)